

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

海外居住者のための国民年金

任意加入の手続き

本人で、**①20歳以上65歳未満の人と、②65歳以上65歳未満の人**は、**①20歳以上65歳未満の人と、②65歳以上65歳未満の人**は、**国民年金**に任意加入することができます。**②の場合、老齢基礎年金の受給資格を満たすことになつた人（はんじょん）**。加入していなない人は、**海外に居住している人（はやと）**も、**20歳以上60歳未満の期間**になります。**合算対象期間**になります。

【手続きの窓口】

①国内協力者（国内で手続きの協力をしてくれる人がいる人）がいる人
↓最後に居住していた住所の市・区・町・村窓口
②国内協力者がいない人
↓最後に居住していた住所を管轄する年金事務所
③国内協力者がいない人
田年金事務所国民年金課
なお、市・区・町・村では、

年金を受けるときの手続き

■年金請求の手続き

国民年金、厚生年金などの年金を受けるために、ご自身で申請手続き（年金請求）を行う必要があります。まずは年金請求書を取り寄せる必要があります。年金請求書は、日本の年金事務所に連絡して取り寄ることができます。ホームページからダウンロードすることができます。ホームページには記入例や必要な添付書類のご案内もあります。

海外居住者の年金の請求を受け付けていません。

■社会保障協定を結んでいる国に住んでいる人

現在、日本が社会保障協定を結んでいる国（ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チエンド、スペイン、アイスラ

ス、ハンガリー、インド及びルクセンブルク）に在住している人は、日本の年金請求書を、各国の年金制度を実施する機関の窓口に提出することができます。

■手続きの際に必要な書類

- ・年金請求書
- ・戸籍謄本
- ・年金手帳
- ・年金振込先の口座
- など

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp

0570-05-1165

0166-27-1611

年金相談の予約など

0166-72-5004

役場税務住民課年金担当

内線 4-2511

内線 116-117

☆ 4-251103

広報しもかわ 2018(H30).11 20